

教職員・学生の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関する対応について（更新）

一人一人が感染対策を見直し、自分が感染しない、他人に感染させない事を常に意識し行動するようにして下さい。37.5度以上の発熱や感冒症状がある場合、無理をせず出勤・登校を控えて下さい。

【感染防止について】

1. マスクの着用（不織布マスクを推奨）・こまめな手洗い・3密を回避し他人との距離（最低1m）をとる事
2. 帰宅時はすぐに石鹸を使用した手洗いとうがい（洗顔、着替え、入浴も効果的）
3. バランスの良い食事、十分な睡眠、規則正しい生活を心がける
※食事・睡眠・規則正しい生活は自己免疫力をあげ、病気にかかりにくい
4. 教室、自宅の部屋等こまめな換気と環境消毒（ドアノブ・テーブル・スイッチの消毒）
5. 建物に入出する時は手指の消毒をする事
6. 会話をする時は、マスクをしていても大声を出さない事
7. 食事は黙って食べるようにする事

【感染した場合・感染が疑われる場合】 ※必ず保健管理室に電話連絡をして下さい

発熱等の風邪症状がある場合

登校や外出をせず、まずは地域の医療機関（かかりつけ医等）に電話で相談し指示に従って下さい。

夜間や、休日で医療機関に電話が繋がらない場合は最寄りの保健所〔新型コロナ受診相談センター等〕に相談して下さい。

※通学途中の場合は、登校・出勤せず帰宅して下さい。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、学校保健安全法施行規則第19条により治癒する迄**学生・教職員は登校・就業停止**となります。診断されたら、速やかに保健管理室に必ず報告して下さい。又、診断が確定されなかった場合も保健所や医療機関の指示に従い、毎日『健康管理報告書』に記録し、待機解除後、保健管理室に提出して下さい。

【症状のある方】

発症した日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除とします。ただし、現に入院している場合には、発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間軽快した場合には11日目から療養解除を可能とします。

【無症状の方】

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除とします。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とします。（この場合、職員証又は学生証と共に陰性を示すキットを撮影したものを保存しておいて下さい。提示を求める場合があります。）

※症状がある方は10日間、無症状の方は7日間、感染リスクが残存する事から自身による検温、高齢者等重症リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

【濃厚接触者と特定された場合】 ※必ず保健管理室に電話連絡をして下さい

原則、感染者と最終接触した日を0日とし5日間自宅待機となり **学生・教職員は登校・就業停止**となります。速やかに保健管理室に必ず報告して下さい。毎日『健康管理報告書』に記録し、待機解除後、保健管理室に提出して下さい。

※濃厚接触とは

感染者と同居している

感染者と長時間閉鎖空間で一緒にいた

感染者の咳・くしゃみのしぶき・鼻水などの体液に直接接触した等

手で触れる事のできる距離（1m程度）でマスクなしで感染者と15分以上接触があった

総合的に判断され確定する

※家族又は同居人が濃厚接触者に指定された場合

家族又は同居人が濃厚接触者と指定された場合は、自宅で食事を一緒にせず（別室でとる、時差でとる等）感染対策を徹底し、毎日体温測定、健康観察をこまめにおこなって注意して下さい。

【海外から帰国・再入国した場合】

海外から帰国・再入国する方は、検疫所の指示に従って下さい。入国後自宅等での待機期間が要請された場合は毎日『健康管理報告書』に記録し、待機期間終了後保健管理室に提出して下さい。

【欠席した授業の取り扱いについて】 ※必ず保健管理室に電話連絡をして下さい

上記に該当する場合、学生は登校停止となります。

この場合の欠席となった授業（ガイダンスや説明会等を含む）については学生の皆さんの不利益にはならないよう適切な配慮を行いますので、無理をせず治癒するまで登校を控えて下さい。

新型コロナワクチン接種による副反応で37.5度以上の発熱や倦怠感、関節痛等で登校ができない場合も対象となります。

（※新型コロナワクチンの接種日は対象外ですので授業に影響のない日程で接種して下さい）

登校停止期間終了後、登校時に「健康管理報告書」・「登校許可を証明する書類のコピー」※発行が難しい場合は医療機関の

領収書のコピーを保健管理室に提出して下さい。受診できない場合は、保健管理室に相談して下さい。

保健管理室で健康管理報告書に受付印を押印した後、教務課窓口で欠席届の申請を待機解除後 1 週間以内にして下さい。

※電話連絡がなかった場合や、事後報告、健康管理報告書の未記入等の不備がある場合は、欠席届の発行ができませんのでご注意ください。

※文部科学省の指針に準じて更に変更する場合がありますので、随時最新の情報を確認して下さい。

大阪芸術大学 保健管理室

連絡先 0721-93-3806 (直通)

10 : 30～18 : 30(9:30～17:00)月～金

10 : 00～18:00 (9:30～12:00) 土

()内は授業期間外

【健康管理報告書】

所属 学生 教員 職員 助手 副手 アルバイト

学生番号 _____

学科・課・室

氏名

※37. 5℃以上の発熱や風邪症状があれば授業を休み、保健管理室に電話連絡をして下さい。毎日体温測定を記録し、症状があてはまるほうに○で囲んでください。

	日時	体温 (朝・夕)		咳	頭痛	咽頭痛	体のだるさ	息苦しさ	その他 (症状を記入)
0日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
1日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
2日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
3日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
4日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
5日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
6日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
7日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
日目	月 日	℃	℃	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

あてはまる□にチェックを入れ、記入してください

●欠席事由

新型コロナウイルス感染者、又は濃厚接触者であり保健所又は医療機関から自宅等での待機を求められた
(原則 感染者 7日間 濃厚接触者 5日間)

《待機期間： 月 日()～ 月 日()》

帰国・入国時検疫官より受診又は自宅等で指定された待機期間を求められた

※出、入国日がわかる空港券やパスポートをコピーし添付

発熱又は風邪症状があった 発症した日 月 日()
症状改善した日 月 日()

その他 { }

●医療機関受診

受診なし 理由 { }

受診あり※診断書が出ない場合、領収書や受診が証明できる書類(証明書等)提出して下さい

登校停止期間(待機期間) 令和 年 月 日() ～ 令和 年 月 日()

備考 _____

大阪芸術大学

学生部 保健管理室 (0721-93-3806)